

NTT西日本に勝訴！ 全社員販売とWEB学習の業務性が認められる

弁護士 平山敏也

NTT西日本を被告とする労働事件で、本年4月23日、勝訴判決を得ました（大阪地方裁判所民事第5部・平成20年（ワ）第744号事件・弁護団は四方久寛弁護士と私）。

1 原告のMさんは電電公社の時代からNTTで働いてきたベテランの電電マン（死語？）です。Mさんが行なってきた「全社員販売」や「WEB学習」に費やした時間について「これらは業務である」として残業代を求めたのが今回の裁判です。

「全社員販売」とはNTTグループにおいて行われている制度で、全ての社員が業務時間外に機会を見繕って知人などに様々な商品（NTTの商品や、地方の特産物、ハイウェイカードなど）の販売をするものです。これによる利益は会社に帰属します。

「WEB学習」とは、社員のスキルアップのためという名目で、会社の業務に関連するような内容の教材についてインターネット上での学習をさせられるものです。

全社員販売についても、WEB学習についても、全くの任意で行なうのであれば、特に問題はないのかもしれませんが、しかし、会社が労働者に対してそのような行為を勧める場合、そこには往々にして強制の契機が含まれるものです。

NTTでは2001（平成13）年4月に成果主義賃金制度が導入され、この事も相俟って、社員は「全社員販売やWEB学習をしなければマイナス評価を受け、給料を減額されるかもしれない」というプレッシャーの下、これらに取り組みされてきたのです。

2 この裁判の主たる争点は「全社員販売やWEB学習に費やした時間が労働時間と言えるのか」という点にあります。

裁判の中で、私たちは、全社員販売の目標額（実質的にはノルマ）が1人年間100万円と定められ、各人の達成額についてグラフにして競わせていたこと、上司がWEB学習によるスキルアップを求めていたことなど、会社による指揮監督が及んでいたことを示す数々の事実を明らかにして、業務性の立証をしました。

そして、全社員販売についても、WEB学習についても、チャレンジシート（社員が業績目標を設定し、会社による業績評価の資料となる書面）への記載が求められていること、これにより社員としては全社員販売等を行わなければ減俸されるかもしれない(実際にもそうされた人がいます)との恐怖の下、会社の意向に従わざるを得なくなることを指摘しました。

これに対して会社側は、これらは任意の取組みであり、多くの社員が全社員販売で年間100万円以上の売上を達成しているが残業代を請求してきたのはMさんだけだ、などと反論してきました。

しかし、多くの社員は、会社と従業員という圧倒的な力関係の下で文句を言えずに全社員販売などに取り組んできたのであり、その中であえて勇気を振り絞って異議を唱えたのがMさんなのです。これらの事情を全く無視して、Mさんのことをあたかも不満分子のように言う会社の主張には唾然としました。

3 判決は全社員販売とWEB学習について業務上の指示によるものであることを認め、Mさんがこれらを行なった時間について労働時間として残業代の支払いを命じました。これは画期的な判決だと思います。おかしな事を「おかしい」と声を上げた1人の労働者が、巨大企業であるNTTに対して勝利を収めたのです。

判決の中には次のような判示がありました。曰く「(全社員販売について)営利企業の営利活動に無償で協力するいわばボランティアがあるとは容易に想定しがたい。当たり前といえばあまりに当たりの話ですが、これが通らなかったのがNTTなのです。

4 会社側は控訴してきましたので、今後は高等裁判所に舞台を移して争われることとなります。控訴審においても勝訴して、このような理不尽な制度が撤廃されるように全力を尽くすつもりです。ご支援のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

(この事件についての報告は民主法律時報5月号にも掲載されています。下記のアドレスをクリックして、是非ご覧下さい)

<http://www.minpokyoo.org/jihou/2010/1005.html#sogawa>

大阪中央法律事務所 NEWS ロイヤーズコラム

<http://www.osakachuolaw.com/news/column/column.htm#100512>

より転載

成果主義を背景とするサービス残業にNO NTT 残業代請求訴訟で原告勝訴

弁護士 四方久寛

2010年4月23日、大阪地方裁判所は、NTTグループが任意の取組みの名の下に従業員に無償で強制していた「全社員販売」と「WEB学習」の業務性を認め、NTT西日本に対しその業務に対する時間外割増賃金約214万円と付加金60万円の支払いを命じる判決を下した。

「全社員販売」とは、NTTグループが、従業員に対し、インターネット接続サービスなどNTTグループの商品・サービスや、プリペイドカードなどのNTTグループの関連商品などを、親族や知人に販売させるものである。建前としてはあくまで会社が従業員に協力をお願いするものであって業務ではなく、業務時間外に行うこととされ、行っても時間外割増賃金は支給されないことになっていた。

また、「WEB学習」は、NTTグループが、従業員に対し、会社の業務に関連するさまざまな分野の知識を、WEBサイト上の教材を使って学習をさせるものである。やはり、建前としてはあくまで各従業員のスキルアップのためのものであって業務ではなく、業務時間外に行うこととされ、行っても時間外割増賃金は支給されないことになっていた。

いずれも建前としては業務ではなく任意の取組みとされているが、実質的には強制された業務に他ならなかった。すなわち、「全社員販売」については、全社的に決定された年間100万円の販売目標が従業員に折に触れて明示されていたし、「WEB学習」についても、上司から取り組むべき課題が個別に明示されていた。そして、会社は、それらの目標を、2001年から導入されていた成果主義賃金制度において評価基準となるチャレンジシートやキャリアプランシートに記載するよう強く促していた。また、会社は、「全社員販売」や「WEB学習」の進捗状況を細かく把握していた。そのため、従業員は、目標を達成しないと低い評価を受け、賃金が下がるかもしれないとの恐怖感の下、「全社員販売」や「WEB学習」に取り組まざるを得ず、「全社員販売」の目標を達成するため、自腹を切ってプリペイドカードを購入し、それを金券ショップで換金するものも少なくなかった。

NTT西日本からグループ企業に出向していた原告もまた、成果主義賃金制度において低い評価を受けて賃金が下がることを恐れて「全社員販売」や「WEB学習」に取り組み、疲弊しきって、日本労働弁護団による労働相談ホットラインに相談を寄せたのだった。相談を受けた私は、平山敏也弁護士とともに訴訟の準備を進め、個人加盟の地域労組やNTT西日本の少数労働組合の支援も受けながら、2007年4月、原告在職のまま提訴に踏み切った。

原告側は、「全社員販売」や「WEB学習」成果主義の評価に用いるチャレンジシート等に会社が示した「全社員販売」や「WEB学習」の目標を書かせ、実質上これがノルマと化していたこと、いずれも進捗状況を会社が管理していたこと、「全社員販売」の利益は会社に帰属していること、原告が従事していた「WEB学習」は原告の本来業務と密接に関係したものであることなど、会社による指揮監督が及んでいたことを示す数々の事実を主張した。また、原告が数年にわたって付けていた詳細なノートによって「全社員販売」や「WEB学習」に従事した時間を立証した。

裁判所も、原告の主張に真摯に耳を傾けてくれたように思う。しかし、NTT西日本は、あくまで「全社員販売」や「WEB学習」が従業員の自発的な取り組みであるとの主張を崩さず、度重なる裁判所の和解勧告にも全く応じようとしなかった。

判決は、「全社員販売」、「WEB学習」のいずれについても業務性を認めるとともに、原告のノートの証拠としての信用性を認めて労働時間を認定し、冒頭に述べたとおりの判決を下した。

判決は、「全社員販売」について業務性が認められる根拠として、「全社員販売」は会社が利潤を得るための活動であること、営利企業の営利活動に無償で協力するいわばボランティアがあるとは容易に想定しがたいこと、会社が年間100万円の販売目標を設定していたこと、上司がチャレンジシートに販売目標を記載するよう求めていたこと、販売状況が社内のシステムで把握されていたことなどを挙げた。

また、「WEB学習」について業務性が認められる根拠として、原告が取り組んだ「WEB学習」の内容が原告の本来業務に必要な知識に関するものであったこと、上司が資格取得やWEB学習によるスキルアップの目標を明示していたこと、上司がチャレンジシートにスキルアップの目標を記載するよう求めていたこと、「WEB学習」の状況が社内のシステムで把握されていたことなどを挙げた。

この判決の意義は、特に、本来業務と関連する学習活動の業務性を認めた

点、 成果主義を背景とするサービス残業の強制を認めた点、 日本を代表する大企業に対してサービス残業の是正を求めた点にある。

この4月から、一定の長時間残業については、従来より重い割増賃金の負担が課せられることになったことは周知の通りである。これによる残業の抑制が望まれるところではあるが、その一方、様々な企業で様々な方法で行われているサービス残業はいっこうになくなりそうもない。

そんな中、本件は、成果主義を背景とするサービス残業に警鐘を鳴らすものとして、画期的である。NTT西日本は、判決後間もなく控訴したが、一審判決を重く受け止め、本件の早期解決を図ると共に、サービス残業の根絶に努めてほしい。

(弁護団は私のほか平山敏也弁護士)

民主法律協会 民主法律時報

<http://www.minpokyo.org/jihou/2010/1005.html#sogawa>

より転載